

◆鶏卵の表示（殻付きのもので容器包装に入れたもの）

- ① 名 称
 - ② 原産地（養鶏場の名称及び住所の表示に代えることも可能）
 - ③ 採卵または選別包装を行った者の氏名
 - ④ 採卵または選別包装を行った施設の所在地
 - ⑤ 賞味期限
- ※賞味期限の表示は表示書に代えて全ての卵殻に直接印字することも可能です。
- ⑥ 保存方法
 - ⑦ 使用方法
 - ⑧ 「生食用」か「加熱加工用」かの別

※生食用の表示は、「生で食べる場合は賞味期限内に使用し、賞味期限後は十分に加熱する必要がある」の表示でもかまいません。

※「10℃以下で保存することが望ましい」旨の表示（生食用のものに限る）

- 卵重の表示 ～鶏卵規格取引要綱～ （任意表示）
農林水産省の通達規格に基づく表示
（詳しくは、中央鶏卵規格取引協議会にお問い合わせください。）
TEL 03-3297-5516 （一社）日本養鶏協会内

表示（例）

名 称	鶏卵（生食用）
原 産 地	国産
選別包装者氏名	有限会社〇〇養鶏場
選別包装者住所	愛媛県〇〇市〇〇町〇—〇
賞 味 期 限	8 3. 31
保 存 方 法	10℃以下で保存
使 用 方 法	生食の場合は賞味期限内に使用し、賞味期限経過後は十分加熱し調理してください。



農林水産省規格
（卵重）
種類 M
58～64 g未満
卵重計量責任者

水産物の表示（魚類、貝類、水産動物類、海産ほ乳動物類、海藻類（切り身、むき身、単に凍結させたものを含む））

水産物に必ず表示しなければならない事項は、名称と原産地の2点です。
ただし、解凍や養殖されたものにはその旨の表示も必要です。

① 名 称

- 内容を表す一般的な名称を記載します。
※「魚介類の名称のガイドライン（食品表示基準Q&A、別添）」にならって記載します。
※地域特有の名称（地方名）がある場合は、その地方名が一般に理解される地域においてはその地方名を記載してもかまいませんが、その地方名が一般に理解される地域外で販売する場合は、消費者がその魚介類を明確に識別できるよう地方名に標準名を併記します。

② 原産地

- 国産品は、生産した水域名または地域名（主たる養殖場が属する都道府県名）を記載します。
ただし、水域をまたがって漁をする場合など、水域名の特定が困難な場合は水揚げした港名またはその港が属する都道府県名を水域名に代えて原産地として記載することができます。
- 輸入品は、原産国名を記載します。原産国名に水域名を併記することもできます。
※公海上で捕った水産物は、漁獲した船舶の属する国が原産国となります。
※輸入後、出荷調整や砂抜きなどのため国内で蓄養した貝類の原産地は、その輸出国となります。
※水域名の表示については、「生鮮魚介類の生産水域名の表示のガイドライン（平成15年6月：水産物表示検討会）」にならって記載します。「地物」、「近海」、「遠洋」等の表示はできません。

③ 解 凍 冷凍したものを解凍して販売する場合に表示が必要です。

④ 養 殖

- 出荷するまでに給餌し、育成した場合に表示が必要です。
※対象となる養殖は給餌を伴うものをいいますので、養殖の表示が必要ないからといって必ずしも「天然」ものではありません。



鯛
宇和毎産 〇〇円